

経営事項審査制度の改正に伴う平成24年度舞鶴市建設工事 入札参加資格審査申請の取扱いについて

平成23年4月
舞鶴市総務部管財契約課

この度、建設業法施行規則等の一部が改正(平成23年4月1日以降)され、経営事項審査(以下「経審」という。)の評価項目及び基準が変更されました。

平成24年度の舞鶴市建設工事競争入札参加資格審査申請(平成24年2月受付予定)については、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 申請要件とする経審

平成24年度の入札参加資格審査申請書に添付する経審結果通知書については、審査基準日が、平成22年7月1日から平成24年1月31日までであり、かつ、申請時点で最新のもの(総合評定値(P)のあるもの)である必要があります。

また、改正前後いずれの基準による経審も対象とし、建設業法施行規則第20条第2項に規定する再審査(平成23年4月1日から平成23年7月29日まで受付)も含むものとしします。

2 その他

- (1) 経審制度改正の内容等については、国土交通省ホームページや京都府ホームページを御覧願います。
- (2) 平成24年度の舞鶴市建設工事競争入札参加資格審査の申請要領等については、平成23年12月中旬にホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先

舞鶴市総務部管財契約課契約係
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
TEL 0773-66-1045
FAX 0773-62-9891